

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース (2018年1月3日15時30分付け) 京畿道抱川市の採卵鶏農場においてAI疑い事例申告

出典 URL:

http://www.mafra.go.kr/list.jsp?&newsid=155450185§ion_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2018&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=2&parent_code=3&popup_yn=N&tab_yn=N

(機械翻訳等に基づく仮訳)

- 農林畜産食品部(長官:キムヨンロク)は、1月3日(水)に京畿道抱川市の採卵鶏農場(飼育規模:197,000羽)においてAI疑い事例が申告されたと発表した。
 - これにより、当該農場の出入りを制限し、現地の家畜防疫官が出動して、その農場の先制的な予防的殺処分、移動制限、疫学調査などを鳥インフルエンザ緊急行動指針(AI SOP)により緊急防疫措置中。
 - ※ 斃死事例で簡易キット3件陽性、現在精密検査中
 - ※ 疑似患畜防疫帯農場の現状:500m以内に2農場313,000羽
- 農食品部は、京畿道抱川市の採卵鶏農場でAI疑い事例が申告され、長官主催の緊急防疫対策会議を開催し、
 - 高病原性感染前であっても、緊急措置のために500m以内の2農場の予防的殺処分を実施し、3km以内の家きん農場に対して、リスク分析を行い、すぐに予防的殺処分を拡大するなど、迅速な防疫措置を指示した。
- また、農食品部は京畿道全域と江原道鉄原郡地域に一時移動停止命令を発令した。
 - 今回一時移動中である1月3日(水)に開催された家畜防疫審議会(書面審議)の結果をもとに、1月3日15時から1月5日15時までの間実施され、
 - ーただし、ブロイラーに限り、2018年1月3日15時から1月4日15時までの24時間実施
 - 一時移動の停止対象は国の動物防疫統合システム(KAHIS)に登録された約11,000か所[※]である。
 - ※ (京畿道全域及び江原道鉄原郡)家きん農場41,115か所、と畜場11か所、飼料工場103か所、車両6,926か所など
- 農食品部は、移動停止期間中、中央合同調査班を構成(10班、20人)し、農家と畜産関連施設において適正に履行されているかを確認して、違反摘発の際、関連法令に基づいて過料賦課など強力措置する計画。
 - ※ 一時移動停止命令に違反した場合には、「家畜伝染病予防法」第57条の規定により、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金を受ける

- 農食品部は、一時移動停止命令の円滑な実施のため、対象農家と畜産関係者にテキストメッセージを送付し、公告を掲載する一方で、生産者団体や農協などの独自の連絡網を介して発令を伝達した。
 - 今回施行される一時移動停止命令が効果的に推進されるように、一時移動停止期間中に、畜産農家、系列事業者と自治体など防疫主体で農場、畜産施設や車両等の一斉消毒を実施してAI遮断防疫活動に万全を期すよう呼びかけた。
- また、農食品部は、AIの拡散を防ぐための遮断防疫措置に家きん農家を含む国民の積極的な協力を要請した。
 - 家きん農場と野生の渡り鳥の飛来地訪問を控える、疑似患畜発生地域の移動制限や消毒の実施など、積極的に協力を要請した。